

## (記載例)

### 第1 請求

被告は、原告に対し、1200万円及びこれに対する令和5年10月2日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

5

損害賠償金額、遅延損害金の生ずる期間を記載してください。

### 第2 当事者の主張

#### 1 請求原因（会社法339条2項）

記載例では、主張整理のサンプルとして、【】内に相手方の認否反論を記載しています。

##### (1) 原告が被告の役員に就任したこと

10

原告は、令和4年4月1日、被告の取締役就任した（甲1）。

【認める。】

##### (2) 原告が任期満了前に役員を解任されたこと

事実の末尾に証拠を記載してください。

##### ① 任期

15

被告の定款〇条〇項によれば、原告の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、具体的には、令和〇年〇月に開催される予定の第〇期定時株主総会終了時までであった（甲2）。

【認める。】

##### ② 解任

20

原告は、令和5年4月1日、被告の取締役から解任された（甲3）。

【認める。】

##### (3) 損害

ア 原告の役員報酬は、月額100万円であった（甲4）。

【否認する。原告の役員報酬は、月額50万円である（乙1）。】

25

イ 令和4年4月1日に開催された被告の株主総会において、原告に対する役員報酬は、月額100万円と決議された。

役員報酬の発生原因は、チェックリスト7(5)を参照してください。

【否認する。】

ウ 計算式

100万円×12か月＝1200万円

【月数は認め、金額は否認する。】

(4) 催告

原告は、被告に対し、令和5年10月1日、前記損害の支払を求めた。

【認める。】

(5) よって、原告は、被告に対し、会社法339条2項に基づく損害賠償金1200万円及びこれに対する催告の日の翌日である令和5年10月2日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 抗弁（正当な理由の評価根拠事実）

会社法339条2項の「正当な理由」については、「別紙 会社法339条2項の「正当な理由」に関する主張の整理」を参照してください。

(1) ○○契約を無効としたこと（職務への著しい不適任）

ア 原告は、令和4年10月1日、A社と○○契約を締結するに先立って、同社に対し、○○を確認する義務を怠った結果、○○契約は無効となった（乙2）。

【認める。】

イ 被告は、令和4年12月1日、A社に対し、解決金として1000万円を支払った（乙3）。

【被告が令和4年12月1日、A社に対し、解決金として500万円を支払った限度で認め、その余は否認する（甲5）。】

ウ 規範的評価

原告は、〇〇契約を締結するに当たって、基本的な義務を怠り1000万円もの損害を被告に与えたものであり、原告に取締役としての経営能力が著しく欠如していることは明らかである。

【〇〇を確認する義務があるか否かは、専門性が高い事項であり、基本的な義務とはいえ、原告が取締役としての経営能力が著しく欠如しているとはいえない。】

- ①評価根拠事実と規範的評価を分けて記載してください。
- ②「職務執行上の法令・定款違反行為」の場合、具体的な法令・定款の条件を明らかにした上で、その要件に該当する事実を記載してください。
- ③評価根拠事実は、認否ができるよう、できる限り具体的に日時、場所、態様等を特定した事実を記載してください（事実が多岐にわたる場合は、一覧表を用いることなどを検討してください。）。
- ④「正当な理由」が複数ある場合、可能な限り、重点を置く順番で記載してください。（上記①～④の考え方は、評価障害事実についても同様です。）

## (2) 持病の悪化（心身の故障）

ア 原告は、令和4年10月から同年12月までの間、持病の高血圧症、脳血栓の病状が悪化し、継続的に治療を受けた（乙4）。

【認める。】

イ 原告は、令和4年10月から同年12月までの間、体調不良のため、被告に出社することは、週3日間程度であった（乙5）。

【認める。】

## ウ 規範的評価

原告の持病が回復する見込みがなく、業務に支障を来しており、その心身の故障の程度は大きなものがあり、取締役の職務を全うすることは困難である。

【原告の業務内容は心身への負担が大きいものではなく、原告は取締役の職務を全うすることが可能である。】

## 3 再抗弁（正当な理由の評価障害事実）

(1) 専門家の意見聴取(〇〇契約を無効としたことに対し)

ア 原告は、令和4年9月1日、専門家である〇〇に対し、〇〇契約書の草稿の確認を求めたが、問題がない旨の回答を得た(甲10)。

【否認する。】

5

イ 規範的評価

原告は、専門家である〇〇から問題がないとの回答を得たことから契約に至ったものであり、取締役としての経営能力が著しく欠如していることはない。

【原告は、そのような回答を得ておらず、原告の主張はその前提を欠く。】

10

以上